

告 示

埼玉県告示第千十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) トラックについて

住民の安全と生活環境を配慮し、小型トラックより大きいトラックの搬入はすべて店の正面からにしてください。

(理由)

(一) 倉庫までの道は、見通しの悪いカーブが多いうえ、道幅もせまく、乗用車同士のすれ違いが困難な場所があること。また、通学する子供たちの横をトラックがすれすれに通る、危険な場面が何度もあること。

(二) 荷さばき施設③からトラックが車道にはみだしており、荷物を積載したフォークリフトが車道を通り、道路交通法違反の荷さばき作業をしていること。さらに乗用車同士のすれ違いを不可能にしているうえ、自転車・歩行者にとっても危険な状況をつくっていること。

(三) 従業員によるトラックの誘導がないこと。

(四) トラックが通ると、道路沿いの家が振動に耐えられないこと。

(五) トラックの走行（エンジン音）が騒音の原因となっていること。朝四時から、夜十時まで搬入のためトラックが通行していること。特に土曜日と水曜日は通行台数がかかり多いこと。

(六) 店の正面は出入口も広く、大きな駐車場もあり、住宅地に隣接していないため生活環境への影響がないこと。

(2) 店からの調理臭について

住宅地まで臭わないよう、定期的にメンテナンス管理をしてください。

(理由)

店から数十メートル離れた宅地まで調理臭がただよってくること。

(3) 住民へ誠意ある対応について

住民からの苦情・要望に、誠意をもって対応してください。誠意をもって対応できる担当者を決めてください。

(理由)

今まで吉川市同席のもと住民との話合いの場があったものの、実際の被害状況の把握・今後の対応について・改善後の実績等にかんして具体的な説明がないこと。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター